

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

平成 28 年 6 月 21 日

神奈川県議会議長 森 正 明 様
神奈川県知事 黒 岩 祐 治 様
神奈川県教育委員会教育長 桐 谷 次 郎 様
神奈川県公安委員会委員長 大 崎 哲 郎 様

神奈川県監査委員 真 島 審 一
同 高 岡 香
同 太 田 眞 晴
同 土 井 りゅうすけ
同 赤 井 かずのり

第 1 監査の対象

平成 28 年定期監査の対象となる出先機関 361 箇所のうち、平成 28 年 4 月 28 日までに結果を取りまとめた 98 箇所（他の出先機関及び本庁機関については、今後、監査結果を取りまとめ次第、この 98 箇所を含めて報告する予定）

第 2 監査の実施

1 監査実施期間

平成 28 年 1 月 12 日から同年 4 月 22 日まで

（職員調査は、平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 3 月 22 日まで実施）

2 監査の範囲

平成 27 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに必要な応じてその他の事務の執行について監査を実施した。

なお、必要な応じて、前回監査実施後の平成 26 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行についても監査の対象とした。

第 3 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項が 43 件認められ、その内訳は不適切事項 41 件、要改善事項 2 件であり、これを同等別に示すと次表のとおりである。

局 等	対象箇所数	指摘事項が認められた箇所		内 訳			
		箇所数	件数	不適切事項		要改善事項	
				箇所数	件数	箇所数	件数
	箇所	箇所	件	箇所	件	箇所	件
総 務 局	10	3	3	2	2	1	1
安全防災局	1	0	0	0	0	0	0
県 民 局	8	3	3	3	3	0	0
環境農政局	9	1	1	1	1	0	0
保健福祉局	11	3	4	3	4	0	0
産業労働局	3	1	1	1	1	0	0
県土整備局	9	6	15	6	15	0	0
企 業 庁	3	2	3	2	3	0	0
教育委員会	35	9	13	9	12	0(1)	1
公安委員会	9	0	0	0	0	0	0
計	98	28	43	27	41	1(1)	2

(注) 1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

法令に違反すると認められる事案

予算目的に反していると認められる事案

不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案

事務処理等が適切を欠くと認められる事案

前回までの監査で不適切事項又は注意事項となっている事案であって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの

2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

3 要改善事項の箇所数について、不適切事項と重複する箇所は()で表記

このほか、前記以外に出先機関の監査において、出先機関の事務に係る本庁機関の課(以下「本課」という。)の事務指導に改善の必要があると認められたため、当該本課を指摘した要改善事項が1件認められた。

2 不適切事項

(1) 項目別件数内訳

不適切事項41件の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の別に整理すると次表のとおりである。

項 目	件 数	構 成 率
	件	%
予 算 執 行	4	9.8
収 入	3	7.3
支 出	6	14.6
会計事務処理	1	2.4
契 約	8	19.5
課 税 徴 収	0	0

工 事	4	9 . 8
補 助 金	0	0
現金・有価証券	0	0
財 産	1 1	2 6 . 8
庶 務	4	9 . 8
計	4 1	1 0 0 . 0

(2) 特記すべき事案の有無

不適切事項 41 件のうちの特記すべきものが次のとおり 6 件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

(ア) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が 5 万円以上のもの

a 支出

道路巡視・巡回及び道路維持補修作業委託契約(単価契約、概算総価額 18,560,448 円)の第 1 四半期及び第 2 四半期分代金の支払に当たり、受託者から提出された請求書において、道路維持補修作業の「誘導員無し(契約単価 52,710 円/回(税抜))」と「誘導員有り(69,362 円/回(税抜))」の単価が逆に記載されていることを看過したため、支払額が 1,222,922 円過大であった。

(県土整備局 神奈川県西土木事務所小田原土木センター p10)

b 工事

道路補修工事の変更契約の締結に当たり、道路に設置する区画線工について誤っていた単価加算率をそのまま適用して積算したため、変更後の契約額(33,264,000 円)が 96,120 円過大であった。これによれば、適正な契約額の積算を行った場合と比較して、96,120 円過大に支払っていた。

(県土整備局 神奈川県西土木事務所 p10)

(イ) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が 10 万円以上のもの

道路改良工事の変更契約の締結に当たり、往復分の単価によるべき仮設材の運搬費を誤って片道分の単価によっていたまま積算したため、変更後の契約額(81,616,680 円)が 371,520 円不足であった。これによれば、適正な契約額の積算を行った場合と比較して、371,520 円支払不足であった。

(県土整備局 神奈川県西土木事務所 p10)

(ウ) 上記(ア)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が 100 万円以上のもの(契約手続に関するものを除く)

該当なし。

(エ) 財産管理に関する指摘でその規模が 100 万円以上のもの

該当なし。

(オ) 契約手続に関する指摘でその規模が 1,000 万円以上のもの

該当なし。

(カ) 上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が千円以上のもの

該当なし。

イ 内容的に特記すべき事案

(ア) 法律・規則（政省令及び条例を含む。）違反のもの

a 同一箇所異なる法律・規則違反があったもの（3件以上）
該当なし。

b 同一箇所同一の法律・規則違反が3回以上行われたもの

(a) 収入

産業技術短期大学校では、売店設置のため行政財産の使用許可を行っていたが、使用許可に係る使用料及び光熱水費の立替収入の収入未済に係る督促に当たり、神奈川県財務規則の規定に反して、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかったものが3件、12,019円あった。

（産業労働局 神奈川県立産業技術短期大学校 p8）

(b) 支出

おおいそ学園では、学園運営向上のため、おおいそ学園支援向上委員会及び第三者委員会を設置しているが、出席委員に対する謝礼金102,000円の支払に当たり、所轄税務署の見解を確認することなく、所得税・復興特別所得税について給与所得の源泉徴収税額表の日額表を適用すべきところを誤って月額表を適用したことにより、4執行分（延べ6人分）、25,320円が徴収不足であった。

（県民局 神奈川県立おおいそ学園 p7）

消火栓ポンプ等修理工事代金等の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条に規定する期限を過ぎて支払っていたものが4件、1,401,138円あった。また、その結果、遅延利息3,900円を支払っていた。

（教育委員会 神奈川県立図書館 p11）

c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの
該当なし

(イ) 予算目的に著しく反しているもの
該当なし。

(ウ) 事務処理等が著しく不適切なもの

- a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの
 - b 県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの
 - c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの
 - d 業者等への支払の期限を6月以上遅延しているもの
- いずれも該当なし。

(I) 前回監査の不適切事項について是正、改善等がされていないもの

- a 「措置状況通知」に記載された措置を講じていなかったもの
 - b 措置の実効が挙がっていないもの
 - c 督促しても「措置状況通知」の提出が6月以上なかったもの
- いずれも該当なし。

3 要改善事項

監査した結果、当該箇所の事務に改善の必要が認められた2件及び本課の事務指導に改善の必

要が認められた1件は次のとおりである。

(1) 監査した結果、当該箇所の事務に改善の必要が認められたもの

ア 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

(ア) 「法人事業税等を滞納している法人に対する出資金に係る利益配当金の差押えに関する件」

(総務局 神奈川県戸塚県税事務所 p6)

課税徴収事務において、法人事業税等を滞納している法人に対する出資金の差押えに当たり、出資金に係る利益配当金を差押えの対象としていない状況があった。

戸塚県税事務所では、法人事業税等を滞納(本税5,044,606円)している法人が農業協同組合へ出資した持分(以下「出資金」という。)を平成26年11月に差し押さえた後、納税折衝や財産調査の結果、当該出資金(1,325,000円)以外に財産が見当たらず、払戻しには農協の総会での議決が必要であることから、平成27年7月に当該出資金の払戻し請求の予告通知を行った。しかし、この出資金には年率3%程度の利益配当があるが、平成27年6月の総会後に実施された約4万円の利益配当金については、他の案件の処理に追われて差押えを行っていなかった。

また、国税徴収法基本通達「第62条関係差押えの方法及び効力発生時期」によれば、「社員又は株主の有する決議前の利益配当請求権は差し押さえることができる」(趣旨)と示しており、平成28年6月に議決予定の利益配当についても利益配当請求権として差押えが可能であるが、同様の理由により差押えていなかった。

出資金の差押えに当たっては、利益配当請求権の差押えを逃すと将来の配当金を失う可能性があり、配当金の議決後においては振込の有無の確認及び振込口座の再調査などの事務負担が増加するとともに、配当金が費消されたり他から差し押さえられたりする場合が生じるので、事務の効率性や差押えの効果を確保する観点から、出資金の差押えを行うに当たっては、出資金に係る利益配当金も差押えの対象とするよう改善する必要がある。

(イ) 「特別展等の図録の出版に関する件」

(教育委員会 神奈川県立歴史博物館 p11)

神奈川県立歴史博物館(以下「博物館」という。)において、特別展の開催に際して出版・販売する図録の作成が遅れたため、販売開始が特別展の開始に間に合わず、特別展の開始当初の来場者に提供できない状況であった。

博物館では、年に3、4回実施する特別展の開催に合わせて図録を作成し、展示内容をより深く理解しようとする観覧者の利便を図るため展示解説書として販売している。また、特別展の開催期間においては、学芸員等による展示解説を行い観覧者の理解の促進を図っている。平成26年度の1月31日から3月22日まで開催した「陸(おか)に上がった海軍」展は、博物館と慶應義塾大学が協力して調査した研究成果や従来にない関係先から収集した資料を紹介した新奇性の高い特別展であった。また、来館者数は目標を超える盛況であり、図録も完売した。

しかしながら、この特別展における図録の販売開始は、印刷会社へのデータ入稿が遅れて2月7日からとなってしまう、特別展の冒頭6日間に来館した熱心な観覧者に図録を提供できない状況となっていた。これは、担当学芸員に他の業務が加わり多忙を極めた上、従来にない関係先からの資料の準備に予想外の期間を要したためであり、進行管理や支援体制が不十分であったことによると考えられる。図録の販売が遅れると、早期に来館した熱心な観覧者に図録の提供を行うことができなくなるため、観覧者の資料として作成した目的が十分に達成されず、県への収入機会が減ることもなりかねない。また、今後、本件のように、県民の新しいニーズを発掘するため新しい視点の企画が増えると、新しい関係先との交渉や確認作業が多くなり予想外の対応が必要となることも考えられるので、進行管理や支援体制の充実がますます重要となってくる。

したがって、新しい視点の企画に対応する観点から、担当学芸員に対する支援体制の充実や計画的な進行管理により図録の出版が予定どおり実現できるよう改善を図る必要がある。

る。

- イ 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案
該当する事案は認められなかった。

(2) 監査した結果、本課の事務指導に改善の必要が認められたもの

- ア 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
該当する事案は認められなかった。

- イ 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案
「指定管理者制度の運用における管理物品の規定の件」

(総務局 行政管理課)

指定管理者制度の運用において、指定管理者に貸し付ける物品について神奈川県財務規則に規定される消耗品の位置付けが明確になっていなかった。

指定管理者事務において、指定管理者に貸し付けている物品の一部を管理物品として協定に列記していない指定管理施設があった。神奈川県財務規則では、物品を備品と消耗品に分類する基準を定めているが、指定管理者制度の主管課である行政管理課は、同規則に基づく備品であるか消耗品であるかに関わらず、施設運営上の必要性を勘案して各指定管理施設所管課が管理物品を特定することとし、これを県・指定管理者間の協定に列記することとしている。また、管理物品は、指定管理者の交代があることを想定して、指定管理者が善良な管理者の注意をもってこれを管理することとしている。

しかしながら、同課が作成している指定管理者制度の運用に関する手引きには、管理物品からは「消耗品を除く」と記述されている。その結果、平成 23 年に備品の基準額が 2 万円から 5 万円に引き上げられたことに伴い消耗品となった従来の備品を含めて、神奈川県財務規則に規定される消耗品を実態として貸し付けているにもかかわらず、これを協定に列記しないこととしている指定管理施設があり、かかる取扱いにより、県が調達した物品の逸失、指定管理者選定手続における競争の公平性の欠如等の問題が生じるおそれがある。

したがって、指定管理者制度の運用に関する手引きを改正して、神奈川県財務規則に規定される消耗品であっても指定管理者に貸し付ける物品は管理物品に位置付けることを明確にするなど、行政管理課による内部統制の趣旨を各指定管理施設所管課に周知徹底するよう改善を図る必要がある。

4 箇所別の監査結果

監査した 98 箇所のうち、不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は 28 箇所であり、また、認められなかった箇所は 70 箇所、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所 (28 箇所、43 件)

ア 総務局 (3 箇所、3 件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県戸塚県税事務所	平成 28 年 2 月 9 日 (平成 27 年 12 月 21 日職員調査)	(要改善事項) 「法人事業税等を滞納している法人に対する出資金に係る利益配当金の差押えに関する件」 (前記 3 (1) ア (ア) 参照)
神奈川県小田原県税事務所	平成 28 年 2 月 4 日 (平成 27 年 12 月 21 日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与

	月14日職員調査)	システムによる所定の手続を行わなかったものが88件あり、そのうち旅費51件、10,200円を支給していなかった。
神奈川県厚木県税事務所	平成28年4月1日(平成28年2月9日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、宅配便の発送に当たり、割安な料金単価により契約している宅配便等配達業務委託契約に定められた方法により配達依頼すべきところ、同契約の対象ではないと誤認し、一般の郵便物と同じ方法により依頼したことにより、平成27年4月から同年12月までの間、宅配便41件について支払額が合計で15,877円割高であった。

イ 県民局(3箇所、3件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県パスポートセンター	平成28年3月11日(平成28年1月28日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物の収集運搬・処分に係る委託契約の締結に当たり、産業廃棄物の収集運搬・処分に係る契約書(契約額483,840円)に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める必要な記載を行っていなかった。
神奈川県平塚児童相談所	平成28年4月13日(平成28年2月18日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行っていなかったものが8件あり、そのうち旅費5件、4,840円を支給していなかった。
神奈川県立おおいそ学園	平成28年2月4日(平成27年12月14日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、おおいそ学園支援向上委員会及び第三者委員会の委員に対する謝礼金延べ6名分、102,000円の支払に当たり、所轄税務署の見解を確認することなく、所得税・復興特別所得税について給与所得の源泉徴収税額表の日額表を適用すべきところを誤って月額表を適用したことにより、25,320円が徴収不足であった。 [特記前出]

ウ 環境農政局(1箇所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立フラワーセンター大船植物園	平成28年1月26日(平成27年12月10日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、督促状の発行(1件、滞納金額合計720円)に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、納期限から20日以内に督促状を発行せず、また遅延して発行した督促状の指定期限を督促状を発行する日から起算して10日を経過した日以外に指定しているものがあつた。

エ 保健福祉局（3箇所、4件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター	平成28年2月10日（平成27年12月15日及び同月16日職員調査）	（不適切事項） 1 財産管理事務において、時間を単位とした行政財産の使用許可に当たり、建物台帳価格等に基づく1日分の使用料を徴収すべきところ、誤って1時間当たりの光熱水費等の実費相当額（定額）により使用料を算定し、さらに、減免の対象とならないにもかかわらず5割減額としたため、使用料1件、1,585円が徴収不足であった。 2 物品管理事務において、庁舎トイレのバリアフリー工事に伴い設置したベビーチェア2台（帳簿価額（単価）51,429円）及びベビーシート2台（帳簿価額（単価）97,264円）について、神奈川県財務規則に基づく物品取得手続を行わず、備品台帳にも記録していなかった。
神奈川県小田原保健福祉事務所	平成28年3月30日（平成28年1月14日及び同月15日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、後納郵便料の執行に当たり、神奈川県財務規則に反して、支出負担行為及び支出命令について、所長決裁とすべきところ副所長の専決として処理していた。
神奈川県立衛生看護専門学校	平成28年4月5日（平成28年1月13日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、第1実習室の改装工事（当初契約額8,067,600円）の変更契約に当たり、変更契約に伴う増額分594,000円について予算科目を「（節）工事請負費」として執行すべきところ「（節）需用費」で執行していた。

オ 産業労働局（1箇所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立産業技術短期大学校	平成28年2月17日（平成28年2月16日及び同月17日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、行政財産の使用許可に係る使用料及び庁費立替収入の収入未済に係る督促に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかったものが3件、12,019円あった。 [特記前出]

カ 県土整備局（6箇所、15件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀土木事務所	平成28年2月10日（平成27年12月21日、同月22日及び同月24日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 利用目的が駐車場である普通財産の貸付けに当たり、貸付料の算定を誤って貸し付けていた。これにより貸付料1件、42,261円が徴収不足とな

		<p>っていた。</p> <p>2 利用目的が駐車場の料金徴収所である都市公園施設の管理許可に当たり、管理許可内容が土地から建物に変更されたことに伴う使用料1件、8円を還付していなかった。</p>
神奈川県平塚土木事務所	平成28年2月12日（平成28年1月6日から同月8日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、庁用自動車運行管理業務委託（契約額2,208,708円）の契約に当たり、設計額の積算を誤ったため、設計額が21,600円過大のまま契約を締結していた。</p>
神奈川県藤沢土木事務所	平成28年2月2日（平成27年12月15日から同月17日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 洗濯機の購入契約（契約額111,175円）に伴う既存洗濯機の排出に当たり、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の対象機器であるにもかかわらず、県が排出者としてリサイクル料金（再商品化料金）を負担することが契約上明記されていなかった。</p> <p>(2) 交通安全施設等維持管理工事清掃委託契約（契約額6,376,320円）に係る毎月の作業完了確認調書が受託者から提出された際、検査調書を作成しておらず、神奈川県財務規則に定める検査を行っていなかった。</p> <p>2 財産管理事務において、行政財産（汐見台庁舎敷地2件）の使用許可に当たり、うるう年を考慮していなかったため使用料を誤って算定していた。これにより、使用料2件、8,305円が徴収不足であった。</p> <p>3 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費25件、5,000円を支給していなかった。</p>
神奈川県厚木土木事務所	平成28年3月18日（平成28年2月3日から同月5日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、庁用自動車運行管理委託（契約額2,154,859円）に伴う燃料代の平成27年4月分（25,920円）及び同年5月分（25,239円）の支払について、自主運転にかかる燃料代のおん分計算を誤ったため、支出科目の内訳として「（節）需用費」が72円過大となり、「（節）委託料」で同額の不足が生じていた。</p> <p>2 収入事務において、行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の庁費立替収入の調定に当たり、害虫駆除代に係る負担分を算定していなかったことなどのため、11件、2,135円が徴収不足であった。</p> <p>3 工事事務において、橋りょう（昭和橋）補修工事（契約額130,298,560円）の設計積算に当たり、コンクリート増厚のためのチップ工の数量算出について、撤去する既設支承部を控除すべき</p>

		ところ、控除することなく積算したため、設計金額が140,400円過大のまま契約事務等を執行していた。
神奈川県西土木事務所	平成28年1月27日（平成27年12月2日から同月4日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、無線テレメータ設備保守点検業務委託契約（契約額3,240,000円）の仕様書に、委託業務である定期点検に係る点検項目のうち2項目が記載されていなかった。また、仕様書に点検対象設備の数量を適切に反映していなかったため設計額の積算を誤り、設計額が21,600円不足のまま契約を締結していた。</p> <p>2 工事事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 道路補修工事の変更契約の締結に当たり、契約額の積算を誤ったため、変更後の契約額（33,264,000円）が96,120円過大であった。 [特記前出]</p> <p>(2) 道路改良工事の変更契約の締結に当たり、契約額の積算を誤ったため、変更後の契約額（81,616,680円）が371,520円不足であった。 [特記前出]</p> <p>3 財産管理事務において、足柄上合同庁舎敷地の使用許可に係る使用料の算定を誤って許可していた。これにより、平成27年度分使用料が156円過大であった。</p>
神奈川県西土木事務所小田原土木センター	平成28年1月27日（平成27年12月7日から同月9日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、道路巡視・巡回及び道路維持補修作業委託契約（単価契約、概算総価額18,560,448円）の第1四半期及び第2四半期分代金に係る請求単価の取り違えを看過したため、支払額が1,222,922円過大であった。また、同委託契約において、受託者から作業報告書を毎月提出させていたにもかかわらず、検査を支払時期に合わせて四半期ごとに実施していた。 [特記前出]</p>

キ 企業庁（2箇所、3件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁藤沢水道営業所	平成28年1月22日（平成27年12月14日及び同月15日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、産業廃棄物運搬・処分業務委託（予定価格125,000円（税抜））及び保存文書の運搬・リサイクル処理業務委託（予定価格141,440円（税抜））の契約の締結に当たり、契約単価に消費税及び地方消費税の金額が含まれていないことを契約書に明記していなかった。</p>
神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所	平成28年1月27日（平成27年12月21日及び同月	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、管内発電所施設巡回点検業務委託契約（契約額4,104,000円）に係る設計額の</p>

	22日職員調査)	<p>積算に当たり、有料道路利用料に係る消費税額を重複して算定したため、設計額が10,800円過大のまま契約を締結していた。</p> <p>2 工事事務において、玄倉第一発電所に付帯されているインクライン設備の更新工事(契約額19,980,000円)の設計積算に当たり、既設コンクリートはつりの積算に際し積算基準等の単位を誤認し、誤った設計数量に基づき積算していたため、設計額が1,177,200円不足のまま入札事務を執行し契約を締結していた。</p>
--	----------	--

ク 教育委員会(9箇所、13件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立図書館	平成28年4月4日(平成28年3月2日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、消火栓ポンプ等修理工事代金ほか3件(1,401,138円)の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を過ぎていた。その結果、遅延利息3,900円を支払っていた。</p> <p>[特記前出]</p>
神奈川県立歴史博物館	平成28年1月20日(平成27年12月4日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 会計事務処理において、釣銭に充てるため会計管理者から交付を受けた歳計現金(50,000円)を施設使用料徴収事務の受託者に交付し、保管させていた。</p> <p>2 契約事務において、館内清掃業務委託契約書(3,931,200円)に定められた日常清掃箇所について、平成27年4月から同年11月末までの全ての清掃日において、実施すべき作業をしていない箇所があったにもかかわらずこれを看過し、履行済として検査を完了し契約代金を支払っていた。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>「特別展等の図録の出版に関する件」</p> <p>(前記3(1)ア(イ)参照)</p>
神奈川県立鶴見総合高等学校	平成28年3月18日(平成28年1月20日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、生徒心電図検診委託(単価契約:受検者1名につき税込1,566円)の実施に当たり、受検する必要のない生徒1名について受検させ、検診料1,566円を支払っていた。</p>
神奈川県立海洋科学高等学校	平成28年1月13日(平成27年12月2日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、古紙回収運搬業務委託の支払に当たり、契約で定めのある再生可能な紙類(ミックスペーパー)及びシュレッダーくず(税抜単価160円/10kg)のほかに、契約で定めのない再生紙、雑誌に</p>

		<p>ついて平成27年4月分及び同年10月分において処理をさせ、処理代198円を支払っていた。</p> <p>2 物品管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 海洋実習を行う大型実習船「湘南丸」(総トン数646t)で使用するための業務用製氷機1台(181,440円(税込))及びウォータークーラー1台(93,960円(税込))を物品として取り扱うべきところ、公有財産である船舶の従物として取り扱っていた。そのため、当該物品の購入に当たり、「(節)備品購入費」で執行すべきところ「(節)需用費」で執行しており、当該物品を備品台帳に記載していなかった。</p> <p>(2) 平成26年度に現物照合を実施した全ての備品及び借用物品について、備品台帳及び借用物品台帳に実施日を記録していなかった。また、この日以降に借り入れた借用物品(全自動デジタル印刷機ほか2品目)について、借用備品台帳に記載していなかった。</p>
神奈川県立鎌倉高等学校	平成28年3月18日(平成27年12月9日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>予算の執行において、平成27年11月分の電気料(454,266円)の支払に当たり、鎌倉高等学校内に設置されている特別支援学校分教室分のおん分計算を誤ったため、「(項)特別支援学校費」の負担額が1,363円不足しており、同額の過大が「(項)高等学校費」で生じていた。</p>
神奈川県立厚木北高等学校	平成28年1月14日(平成27年12月1日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>物品管理事務において、体育館舞台卒業記念品スクリーン設置工事(契約額117,925円)の発注に当たり、設置物品である体育館舞台用スクリーンを寄付により取得していたが、神奈川県財務規則に定める寄付受入手続に係る適正な事務処理を行っていなかった。</p>
神奈川県立相模向陽館高等学校	平成28年1月14日(平成27年12月3日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わずに、防犯灯21基及びゴミ集積場2箇所を設置させていた。</p>
神奈川県立三ツ境養護学校	平成28年3月28日(平成28年1月8日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>庶務事務において、本校高等部及び分教室高等部の修学旅行生徒引率旅費の支給に当たり、交通費のうち貸切バス代及び旅行企画料金の算定を誤ったことにより、21件、18,645円を過大に支給していた。</p>
神奈川県立鎌倉養	平成28年3月10	(不適切事項)

護学校	日（平成28年1月14日職員調査）	財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、使用料の算定を誤ったため、使用料1件、53円が徴収不足であった。
-----	-------------------	--

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所（70箇所）

ア 総務局（7箇所）

神奈川県横浜県税事務所、神奈川県神奈川県税事務所、神奈川県相模原県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県平塚県税事務所、神奈川県藤沢県税事務所、神奈川県自動車税管理事務所

イ 安全防災局（1箇所）

神奈川県温泉地学研究所

ウ 県民局（5箇所）

神奈川県立女性相談所、神奈川県立公文書館、神奈川県立国際言語文化アカデミア、神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所、神奈川県小田原児童相談所

エ 環境農政局（8箇所）

神奈川県東部漁港事務所、神奈川県農業技術センター北相地区事務所、神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所、神奈川県農業技術センター足柄地区事務所、神奈川県畜産技術センター、神奈川県県央家畜保健衛生所、神奈川県湘南家畜保健衛生所、神奈川県立大野山乳牛育成牧場(平成28年3月31日廃止)

オ 保健福祉局（8箇所）

神奈川県衛生研究所、神奈川県鎌倉保健福祉事務所、神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター、神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所、神奈川県立よこはま看護専門学校、神奈川県立平塚看護専門学校、神奈川県立さがみ緑風園、神奈川県立中井やまゆり園

カ 産業労働局（2箇所）

神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県障害者職業能力開発校

キ 県土整備局（3箇所）

神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター、神奈川県厚木土木事務所東部センター、神奈川県三保ダム管理事務所

ク 企業庁（1箇所）

神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所

ケ 教育委員会（26箇所）

神奈川県教育委員会教育局横浜給与事務所、神奈川県教育委員会教育局川崎給与事務所、神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所、神奈川県立川崎図書館、神奈川県立金沢文庫、神奈川県立神奈川総合高等学校、神奈川県立旭高等学校、神奈川県立釜利谷高等学校、神奈川県立霧が丘高等学校、神奈川県立元石川高等学校、神奈川県立横浜桜陽高等学校、神奈川県立上矢部高等学校、神奈川県立横須賀高等学校、神奈川県立横須賀明光高等学校、神奈川県立高浜高等学校、神奈川県立藤沢工科高等学校、神奈川県立湘南台高等学校、神奈川県立小田原総合ビジネス高等学校、神奈川県立秦野総合高等学校、神奈川県立伊勢原高等学校、

神奈川県立海老名高等学校、神奈川県立座間高等学校、神奈川県立吉田島総合高等学校、神奈川県立横浜南養護学校、神奈川県立岩戸養護学校、神奈川県立座間養護学校

コ 公安委員会（9箇所）

神奈川県加賀町警察署、神奈川県戸部警察署、神奈川県旭警察署、神奈川県緑警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県浦賀警察署、神奈川県鎌倉警察署、神奈川県秦野警察署、神奈川県厚木警察署

別記 組織及び運営の合理化に資するための意見

県の組織及び運営の合理化に資するため、地方自治法第 199 条第 10 項により、監査の結果に基づいて、監査委員の合議により次の意見を付記する。

1 立石駐車場及び長浜駐車場の維持管理について

横須賀土木事務所が維持管理を行っている 2 箇所の駐車場（立石駐車場 2,771 m²、長浜駐車場 4,673 m²）について監査した結果、次の事実が認められた。

(1) 立石駐車場（横須賀市秋谷）

- ・ 昭和 36 年に国有海浜地に駐車場を整備し、公衆便所を設置して、無料駐車場として開放した。
- ・ 駐車場と隣接地を含めて県立公園計画を検討し、昭和 47 年 5 月に宮内庁に隣接地の公園利用の要望書を提出したが、宮内庁が隣接地を横須賀市に移管することとしたため、県は昭和 48 年 6 月に県立公園計画を取り止めた。しかし、現在も公衆便所は公園事業に係る行政財産として整理されている。
- ・ 現在の所管所属は本庁の都市公園課で、横須賀土木事務所が管理している。

(2) 長浜駐車場（横須賀市長井）

- ・ 昭和 42 年に県が教育施設用地（青少年臨海センター、現県立三浦ふれあいの村）を一括買収した後、市道の整備によって教育施設と分断された土地の一部で駐車場を整備して、無料駐車場として供用を開始し、昭和 46 年に本庁の管財課（現財産経営課）が公衆便所を設置した。その後、横須賀土木事務所が管理を引き継ぎ、道路として利用計画がなく行政目的が不明確な状態であるのに、道路事業に係る行政財産となっている。
- ・ 現在の所管所属は本庁の道路管理課で、横須賀土木事務所が管理している。

また、横須賀土木事務所では 7 月から 8 月の利用者が多い夏場には駐車場管理委託や通年のトイレ清掃などを行っており、年間の維持管理費は約 1,300 万円（立石駐車場：平成 26 年度実績 6,906,380 円（款：土木費 項：都市計画費 目：公園費）、長浜駐車場：平成 26 年度実績 6,037,879 円（款：土木費 項：道路橋りょう費 目：街路維持費））となっている。

しかしながら、公園又は道路としての利用計画がないのに、公園や道路に係る事業という位置付けのまま、過去の経緯から両駐車場を無料駐車場として委託料を負担しながら管理していることは、合理的な財産管理の観点から問題があると考えられる。

したがって、横須賀土木事務所は、本課（所管所属）と調整し、実態と財産管理の名目の乖離の解消を図り、合理的な財産管理の観点から、庁内調整（財産経営課）を含めて両駐車場の今後の在り方について検討することが望まれる。

（県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所）